

1.保険料払込猶予期間の延長については、お取り扱いを終了いたしました。

平成23年3月12日

各 位

生 命 保 険 協 会

東北地方太平洋沖地震により被災された方への特別取扱いについて

今回の東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

各生命保険会社では、被災されたお客様のご契約について、下記の取扱いをすることとしておりますので、お知らせいたします。

記

災害救助法適用地域の特別取扱いについて

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を延長（最長6カ月間）いたします。

2. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

※ なお、詳細につきましては各社窓口にお問い合わせ下さい。